

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所大阪府北区中之島1-3-20
電話 大阪 6208-7432
購読料(送料とも)年15,000円

目 次

規 則

○大阪市公印規則の一部を改正する規則	2
○大阪府市税条例施行規則の一部を改正する規則	2
○大阪市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	5
○大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	5
○大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部を改正する規則	5

企業管理規程

○大阪市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	6
○大阪市交通局企業職員の給与に関する規程の特例に関する規程を廃止する規程	9
○大阪市交通局企業職員の管理職手当に関する規程	9
○大阪市交通局企業職員の初任給調整手当に関する規程	10
○大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程	11
○大阪市交通局2事業連絡乗車券発売規程の一部を改正する規程	11
○大阪市乗車料金先払いカード取扱規程の一部を改正する規程	12
○大阪市乗合自動車料金条例施行規程の一部を改正する規程	14
○大阪市乗合自動車運転系統の一部を改正する規程	14
○大阪市貸切及び定期観光自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程	15
○大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例施行規程の一部を改正する規程	16
○大阪市高速鉄道及び中量軌道営業キロ程の一部を改正する規程	16
○大阪市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程	18

告 示

○放置自動車の処理	18
○同	19
○大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	19
○落札者等の公示	19
○同	19
○同	19
○大阪府立玉津会館及び大阪府立城東会館の臨時休館及び臨時開館	20
○大阪府立男女共同参画センター西部館の臨時開館	20
○一般競争入札の執行(中高一貫教育校建設工事)	20
○同(大阪府中央卸売市場本場内で使用する電気ほかの調達)	22
○同(大阪府立高等学校教育環境改善事業の委託)	22
○開発行為に関する工事の完了	24

○同	24
○同	25
○電子印に係る公印の新設	25
○電子印に係る公印の用途変更	25
○大阪府市長居障害者スポーツセンターの一部の供用休止	26
○大阪府立都島屋内プール水泳場の供用時間の変更	26
○大阪府立浪速屋内プールアイススケート場の供用時間の変更	26
○大阪府立平野屋内プールほか2施設の供用休止、臨時休場及び臨時休館	26
○天王寺公園及び天王寺動物園の臨時開園	27
○公園の供用休止(大阪城公園の一部)	27
○大阪府立ゆとり健康創造館の臨時休館	27
○特定計量器の定期検査	27
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	28
○同法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関する公告	28
○大阪府立西淀川屋内プールの一部の臨時休館	29
○壁面線の指定	29
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の許可	29
○同法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	29
○同	29
○市道の路線名変更	30
○市道の区域変更	30
○市道の供用開始	30
○放置自動車の処理	31
○自転車放置禁止区域の変更	31
○大阪府都市計画事業阿倍野A1地区第2種市街地再開発事業(第5工区)の管理処分計画の認可	31
○大阪府都市計画事業阿倍野A1地区第2種市街地再開発事業(第6工区)の管理処分計画の認可	32
○大阪府都市計画事業阿倍野A1地区第2種市街地再開発事業(第2工区)の管理処分計画変更の認可	32
○大阪港港湾計画の変更の概要	32
○大阪港内公有水面埋立承認の出願に係る図書の縦覧	32
○大阪港内公有水面埋立地の用途の変更許可申請に係る図書の縦覧	33
○同	35
○大阪府収納代理金融機関及び大阪府収納取扱金融機関の店舗の指定取消し	37
○同金融機関の名称変更	38
○大阪府交通局収納取扱金融機関の名称変更	38
○一般競争入札の執行(制服上衣(男子用)ほかの製造)	38
○大阪府水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定	39
○大阪府立東洋陶磁美術館の臨時休館	39

○大阪市立自然史博物館の供用休止……………	39
○選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の 数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40 万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及 び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区に おけるその総数の3分の1の数……………	40
○住民監査請求に対する監査結果の公表……………	40
○平成17年度定期監査等結果報告の公表（経済局（中 央卸売市場を含む。）所管の電気、機械に係る工事 等の施行状況及び施設の維持管理状況）……………	45
○同（建設局所管の建築に係る工事等の施行状況及び 施設の維持管理状況）……………	47
○同（港湾局所管の土木に係る工事等の施行状況及び 施設の維持管理状況）……………	48
○同（市立大学所管の建築、電気、機械に係る工事等 の施行状況及び施設の維持管理状況）……………	50
公 告	
○第40回市民表彰の受彰者……………	52
○緑化フェアイベント宝くじの発売……………	54
○衛生検査所の登録……………	54
○放置自動車の処理……………	55
近畿宝くじ事務協議会告示	
○近畿宝くじの発売……………	55

平成17年12月23日は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるため、同日発行の市公報については休刊します。

規 則

大阪市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月16日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第197号

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表生活保護事務及び保育所入所事務用保健福祉センター所長印の項中「用（印影印刷及び電子印用）」を削り、「印影印刷用」を「印影印刷及び電子印用」に改める。

附 則

この規則は、平成17年12月26日から施行する。

（健康福祉局生活福祉部地域福祉課）

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月16日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第198号

大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則（昭和29年大阪市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第48号様式中イを次のように改める。

イイ 市民税・府民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）（Ｂ４）

[illegible]

別表第48号様式中エを次のように改める。

エ 市民税・府民税特別徴収税額の変更（決定）通知書（納税義務者用）（Ｂ４）

[illegible]

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の大阪州市税条例施行規則第48号様式エの規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(財政局主税部主税課)

~~~~~

大阪市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月16日

大阪市長 關 淳 一

## 大阪市規則第199号

大阪市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

大阪市身体障害者福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|   |   |   |
|---|---|---|
| - | 0 | - |
|---|---|---|

」を

「

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| - | 550 | 110 |
|---|-----|-----|

」に改める。

## 附 則

- この規則は、平成18年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市身体障害者福祉法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

(健康福祉局障害者施策部障害福祉課)

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月16日

大阪市長 關 淳 一

## 大阪市規則第200号

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|   |   |
|---|---|
| 0 | - |
|---|---|

」を「

|     |    |
|-----|----|
| 550 | 50 |
|-----|----|

」に改める。

## 附 則

- この規則は、平成18年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要した費用の徴収について適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

(健康福祉局障害者施策部障害福祉課)

~~~~~

大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月16日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第201号

大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市区役所附設会館条例施行規則（昭和40年大阪市規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区役所附設会館使用料

室 名	区分	入場料の類を徴収しない場合						入場料の類を徴収する場合					
		午 前	午 後	夜 間	午前午後	午後夜間	全 日	午 前	午 後	夜 間	午前午後	午後夜間	全 日
ホ ー ル	A	円 15,000	円 20,000	円 20,000	円 29,400	円 33,300	円 47,000	円 22,500	円 30,000	円 30,000	円 44,100	円 50,000	円 70,500
	B	13,100	17,500	17,500	26,300	29,800	42,100	19,700	26,300	26,300	39,500	44,700	63,200
	C	12,200	16,300	16,300	24,100	27,300	38,500	18,300	24,500	24,500	36,200	41,000	57,800
	D	11,000	14,600	14,600	21,800	24,700	34,900	16,500	21,900	21,900	32,700	37,100	52,400
講 堂	A	3,400	4,600	4,600	6,500	7,400	10,400	5,100	6,900	6,900	9,800	11,100	15,600
	B	2,700	3,600	3,600	5,600	6,300	8,900	4,100	5,400	5,400	8,400	9,500	13,400
	C	2,200	3,000	3,000	4,800	5,500	7,700	3,300	4,500	4,500	7,200	8,300	11,600
集 会 室 (洋・和室)	A	2,700	3,600	3,600	5,600	6,300	8,900	4,100	5,400	5,400	8,400	9,500	13,400
	B	2,200	3,000	3,000	4,800	5,500	7,700	3,300	4,500	4,500	7,200	8,300	11,600

	C	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900	2,000	2,700	2,700	3,600	4,200	5,900
	D	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
	E	700	900	900	1,100	1,200	1,700	1,100	1,400	1,400	1,700	1,800	2,600
控 室	A	2,300	3,100	3,100	4,400	5,000	7,100	3,500	4,700	4,700	6,600	7,500	10,700
	B	1,900	2,600	2,600	3,700	4,200	5,900	2,900	3,900	3,900	5,600	6,300	8,900
	C	1,500	2,000	2,000	2,900	3,300	4,600	2,300	3,000	3,000	4,400	5,000	6,900
	D	1,100	1,400	1,400	2,100	2,300	3,300	1,700	2,100	2,100	3,200	3,500	5,000
	E	600	800	800	1,200	1,300	1,900	900	1,200	1,200	1,800	2,000	2,900
ス タ ジ オ	A	2,500	3,300	3,300	4,800	5,400	7,600	3,800	5,000	5,000	7,200	8,100	11,400
	B	1,800	2,400	2,400	3,400	3,800	5,400	2,700	3,600	3,600	5,100	5,700	8,100
	C	1,100	1,400	1,400	2,100	2,300	3,300	1,700	2,100	2,100	3,200	3,500	5,000
調理実習室	A	3,300	4,500	4,500	6,300	7,200	10,100	5,000	6,800	6,800	9,500	10,800	15,200
	B	2,600	3,400	3,400	4,900	5,500	7,800	3,900	5,100	5,100	7,400	8,300	11,700
アトリエ兼 工 作 室		2,100	2,800	2,800	4,000	4,500	6,400	3,200	4,200	4,200	6,000	6,800	9,600

備考

この表中「午前」とは午前 9 時30分から午後 0 時30分まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで、「夜間」とは午後 5 時30分から午後 9 時30分まで、「午前午後」とは午前 9 時30分から午後 5 時まで、「午後夜間」とは午後 1 時から午後 9 時30分まで、「全日」とは午前 9 時30分から午後 9 時30分までをいう。

別表第 2 中「2,500」を「1,650」に、「1,400」を「950」に、「500」を「350」に、「1,600」を「1,050」に、「800」を「550」に、「600」を「400」に、「250」を「150」に、「4,100」を「2,750」に、「300」を「200」に改め、同表備考中「昼間」を「午前、午後」に、「昼夜間使用する場合は 2 回」を「午前午後又は午後夜間に使用する場合は 2 回、全日使用する場合は 3 回」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
(市民局市民部区政課)

企業管理規程

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成17年11月30日

大阪市交通局長 岡 本 勉

大阪市交通事業管理規程第82号

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和36年大阪市交通事業管理規程第96号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「第29号）」を「第29号。以下「給与条例」とい

う。）」に改める。

第15条第 1 項中「16,500円」を「14,500円」に改める。

第24条第 2 項第 2 号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の80」を「100分の75」に改める。

第24条の 2 第 2 項第 1 号中「勤勉手当基礎額に」を「勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合においては」に、「100分の90）」を「100分の90）、12月に支給する場合においては100分の75（課長級以上の職員にあつては、100分の95）」に改め、同項第 2 号中「勤務手当基礎額に」を「勤務手当基礎額に、6 月に支給する場合においては」に、「100分の45）」を「100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（課長級以上の職員にあつては、100分の50）」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 2

交 通 局 企 業 職 員 給 料 表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	131,700	146,100	169,000		207,400	209,100	246,500	274,800
2	135,000	150,800	176,200	176,200	215,500	217,300	255,100	284,000
3	138,700	155,500	183,700	183,700	223,700	225,500	264,000	293,600
4	142,400	162,100	191,300	191,300	231,900	233,800	272,900	303,400
5	146,100	168,800	198,900	198,900	240,200	242,100	281,900	313,200
6	150,800	176,200	206,600	206,600	248,500	250,400	290,900	323,000
7	155,500	183,700	214,700	214,700	256,800	258,700	300,000	332,900
8	162,100	191,300	222,900	222,900	265,100	267,000	309,200	342,800
9	168,800	198,900	231,100	231,100	273,400	275,400	319,000	352,700
10	176,000	206,600	239,300	239,300	281,800	283,900	328,800	362,800
11	183,500	214,700	247,600	247,600	290,200	292,400	338,700	372,700
12	188,800	222,900	255,900	255,900	298,600	301,000	348,600	382,600
13	194,100	231,100	264,200	264,200	307,000	309,700	358,500	391,200
14	199,400	239,300	272,000	272,000	315,500	318,300	367,900	398,300
15	204,700	247,600	276,800	276,800	324,100	326,900	377,100	404,200
16	210,000	253,300	281,600	281,600	332,000	335,400	384,300	409,200
17	215,300	258,600	286,400	286,400	339,700	343,300	390,700	414,200
18	219,700	263,500	291,200	291,200	346,500	350,300	395,600	419,100
19	223,700	267,800	294,700	294,700	353,500	357,300	400,000	423,800
20	226,500	272,000	297,300	297,300	361,000	365,000	404,300	428,400
21	229,200	275,600	300,400	300,400	368,700	372,700	408,500	432,800
22	231,900	278,700	302,600	302,600	376,100	380,300	412,600	437,200
23	234,600	281,500	304,800	304,800	383,500	387,700	416,700	441,100
24	237,200	284,300	307,000	307,000	390,900	395,300	420,800	445,900
25	239,300	286,400			400,000	404,500	424,900	450,800
26					409,200	413,800	429,000	455,700
27					418,300	423,000	433,100	460,600
28					427,400	431,600	437,200	465,500
29					436,500	440,700	441,300	470,400
30					445,600	449,800	445,400	475,300
31					454,700	458,900	450,300	480,200
32					463,800	468,100	459,600	485,100
33					472,900	477,200	468,900	490,000
34					481,000	485,300	478,200	494,900
35					489,100	493,400	487,500	500,000
36					497,200	501,500	496,800	505,100
37					505,300	509,600	506,000	510,200

備考 (1) この表は、企業職員（指定職員給料表及び医療職員給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	163,100	187,100	195,100	219,900	244,600	261,400	284,600	301,000

別表第 1

交 通 局 指 定 職 員 給 料 表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	246,500	274,800	297,700	367,500	386,500	431,500
2	255,100	284,000	307,600	380,000	399,500	446,800
3	264,000	293,600	318,600	392,500	413,300	462,400
4	272,900	303,400	330,400	405,500	427,200	478,300
5	281,900	313,200	341,500	418,500	441,100	494,300
6	290,900	323,000	353,100	431,500	455,600	510,500
7	300,000	332,900	364,800	444,900	470,100	526,800
8	309,200	342,800	376,600	457,600	483,800	542,800
9	319,000	352,700	388,400	470,100	497,600	558,400
10	328,800	362,800	400,300	481,600	510,900	571,600
11	338,700	372,700	412,400	491,200	522,200	583,600
12	348,600	382,600	424,100	500,700	531,900	594,500
13	358,500	391,200	435,800	508,600	539,000	603,600
14	367,900	398,300	447,400	513,800	545,500	611,900
15	377,100	404,200	458,300	518,900	551,100	620,200
16	384,300	409,200	466,700	523,900	556,700	628,500
17	390,700	414,200	474,600	528,900	562,300	636,800
18	395,600	419,100	481,000	533,900	567,700	645,100
19	400,000	423,800	486,500	538,900	573,000	
20	404,300	428,400	491,500	543,900	578,300	
21	408,500	432,800	496,400		583,600	
22	412,600	437,200	501,100			
23	416,700	441,300	505,800			
24	420,800	445,400	510,500			
25	424,900	449,500	515,200			
26	429,000	453,600	519,900			
27	433,100	457,700	524,600			
28	437,200	461,800	529,300			
29	441,300	465,900	534,000			
30	445,400	470,000				
31	449,500	474,100				
32	453,600	478,200				
33	457,700	482,300				
34	461,800	486,400				
35	465,900	490,500				
36	470,000	494,600				
37	474,100	498,700				

備考 (1) この表は、指定職員（医療職にある指定職員を除く。）に適用する。

(2) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	284,600	301,000	321,600	355,400	389,000	440,100